塩尻

五

太政官文庫
和書門
一一四九七號
一一函
二架
六五冊

内閣文庫
和書類
一一四九七號
六五冊
二一函
三一架

内閣文庫		
番號	和 11497	
冊數	65	(5)
函號	211	302

教部省文庫
日本政府圖書
圖書局文庫
内閣文庫

貞國五年十月小田ノ少將治久高師冬に属し敵と
なる依テ之ヲ一品ノ宮并ニ親房入道春日中將少將具信
秀仲関の城ニ移リ後宮并ニ顕時小妻の城に
御座を移さる
十一月八日師冬関ノ城追手に寄来ル一手ハ大宝乃
城下妻の城也
貞國六年の春宗良越州より信州に帰り遠江ノ
至りしより國人宮を守リ仍テ三河國重春ノ足助(アスケ)

内 一二七九〇

へ移し奉る處よし申侍る御返事に

一筋におもひ定めし八橋のくもてに身をもなけくころかな

とて駿河国に御座を移され候彼国は狩野介貞長入道

入江蒲原等無二の宮方にて興良親王兼て旅宮なと

まし〳〵其京より暫く住せられける此所乃京都より移し

二條為定卿へ被遣御文に

見る分て身をは知らぬ文よりこの葉及ともなく富士の高根成らん

御返事

大塔忠雲僧正へ御返事に　宗良親王

清見かた波の関守心あらは都へかよへ三保の浦風

駿河国に御座ありしかとも方々に兼て成りしかとも

信濃国へおはしまし次へ人々有持成こそ所の人々御心

ありしを奉る二心なくつかうまつらるへきの志感し

まし〳〵て

月をいつよ駿河の海の沖津浪よるへ有りて立そおもひぬる

夜深く出立給ひて越路におもむき給ふ夜明

清見潟さき行ふかく

東路の末まてもみいかなれ清見の関ハ秋風そふく

甲斐国へ向ひのかたく富士の山も浅白くかすみに何方

よりとはしき西よりん入らんも

北よ瀬も南ハ成くかふいつよ富士の山ハ浅出来ねらん

甲斐国田刈より本よ出る浅箇く

かの深浅終より出候へ哭しかといさや云す洩の綿入と如し

信濃国大河原と云本の高坂の館の入ゆかう達河から

此道りの海の海ひれて無夏良の君へ此文は

海しの根の烟とりんくしも君の入よ海の嶽いつよ日ゆらと

其年の菖北の宮方中年かりてもその越中国石黒

の館に向ひかうふ奈この浦といふ本よ亦ひくかさすなし

南帝の勅使下りて海のかふ晴りし二條為定卿の

かきへ消えのしるさし添

いさ津より消えハ海の虜かれと都の人のよ流くなし

今ハ又同来の人をかこ海よ境られて何ハ何の面とくすらん

為定卿返し

吉野にはあらし吹て行屑にも流れなかしし御法ありけん

松の風も吹かへせなとの、ゆきの浪も流れ給ふし袖さく

正平二年無文和尚入唐して径金寺のあとを見しかハ孝以

国方広寺の開山にてましましけり（宗良の遠枝也）問き二十四年

三月十一日南帝山崩御在年四十一如意輪寺に葬之

奉悼　後村上院

将軍一品中務卿宗良親王御別にも吉野へ御幸り

ましてや吉院の御事のみならす

数々へぬなけれはなにことも唯御涙の一流れ

と詠して今上（院の御座）へ奉り又御別大河原へ御下向

文中三年の冬又吉野へ帰りかへる云々

天授二年三月十一日後村上院七回忌に付日野大僧正

頼意へ仰られける御歌　宗良親王

数春の数つもりてん年流れし花も昔の風ににほふらしに

頼意返し

きこえしも吉野の春ハ移り来て桃成か陰に御かはらけ
同き三年七月七日南帝にて宗良倭歌五百首を詠し
て献せし歟　南帝ハ後亀山院なり
宗良の御子興良北朝にとらハれ年久しく病にまよ
ひける人様に興良宗良の御方へ遣りける
いかにかく成済成深くつけまいらん我身には先道しるへの心ち
宗良御返し
こととへハ何つき風とも帰らぬに逃さりやこけの衣手ほし

同し冬将軍の宮宗良信州へ下向長谷寺におはしまして
御錦をも給させ給ひ一首の和歌を詠し南帝へ奉りけるに
新葉集ニ宗良ノ返事トアリ
君ならて我を頼瀬の渡りなる身となさるせうらん
御返事
かへるなき本意の麻衣御留りあれ吉野の花深の袖
天授五年信州宮方南方を就ける故高宗一人ならん宗良
信州を出御南帝へ来り河内国山田に住給ふ九月
十三日の夜関白左大臣冬実和歌を詠し宗良に

送られ

面影をみんはいかにならんおもひ捨かねし山の端の月

宗良返し

君の行末おもふも見へつる心にはなほ捨山の月とうかれし

弘和元年十二月南朝にて宗良新葉集を撰ひ奉

新葉集序にみそぢあまりのとし月をふるまゝに云々
然ハ宗良今年七十歳なり

しまふよし

宗良ハ又後に東国より下向遠江国井伊谷にて薨し

あるハいふ冷湛寺殿と申せしハ此入道将軍の御事也

正平廿四年の比ゟ南朝の御領大和河内和泉紀伊

伊賀伊勢志摩乃国及ひ飛騨信濃上野越後越

中ゟ宮方の領也又備前石見長門肥後日向大隅

薩摩抔ハ宮方なりしかハ此処分の地なりし 北国

ハ征東将軍宗良九国ハ征西将軍良懐親王ニ御留ト云々

右ハ或ル古き家の蔵書にしるし侍るもの人の書き写し遣し

たる文字ハ書ス 書の名なし可考 凡宗良親王の御事を

のせ記せし新葉集の歌をハいとをかしとや申さん

丙戌ノ初冬南方
記傳ヲ見ニ此文
有ハ異文有リ
傳寫ノ誤リカ抑
異本有ルカ

一傳ニ次兵良とも南朝紹運ノ圖ニ或ハ尊良
親王第二の子とあれと宗良の御子とも又ハ
實説ニ尹良王の御兄ニもて尹良王應永三十一
年八月信州並合ニて自害ましまし候其御子
の良王三河國にのかれ尾張國ニ隱れ給ふと云
並合記抔ニ委くのせ侍るなり
永享元年世良田親氏等三州松平郷へ入ルと云
宮方右京ノ亮政義孫有親の御子太郎左衛門と号ス

宮方天野民部少輔遠幹ハ三州秋葉の城ニ居
住ス對馬守遠定の父也遠輔永享七年十二月
兎ヲ秋葉山ニて狩リ冨樫ノ林今ハ是を足と云所
の正親ニ送ると云々　永享記
按るニ正親の正政ニ作教有しハ右京ノ亮
政義の御子世良田方徳丸政親也
永享八年二月平井加賀守廣利將軍家義教ノ命を
奉テ三州松平郷ニ来リ世良田方徳丸政親并ニ

排井満昌児玉貞政を捕へ上京し既に誅し可
申さく此御沙汰の前に遊行他阿上人在京ノ時威し
つハ命をとて時衆トス将軍家殺セラレ給ヒシ後世ニ
憚ナカリシト云云
梅松論旧記ニハ満昌ハ後ニ大河内氏と称し貞政ハ後
に奥平氏ニ改名字ありて弘阿上人政親等の命ニ依
てしハ長阿徳阿三代時衆となりあまねく知
系図ニよりてみるや政親ハ右京亮有親のことくなる(ママ)

しれ時代をうかゞひ知る中に此覚え幼系一書に御系図を載て曰

満義 下野守 — 政義 右京亮 従五位下
女子 宇都峯宮尹良王室
親季 修理亮 — 有親 右京亮 長阿 — 親氏 徳阿 太郎左衛門 住三州三河松平郷
政親 世良田万徳丸

或曰越前ノ故国主朝倉義景姓尸官位如何ニ答フ
古記ニ称ス左衛門督従四位下日下部朝臣義景ハ下天

正元年七月十八日自殺ト云云

或問ハ中世以来武家采地ヲ永楽銭何貫といふ凡一
貫ハ秋米何石にも當るや　曰代々取こによりて不同
有之是を分銭の法といふなり又ハ毛利元就楊井
源役等へ下せし感状に分銭八貫之地楊井源役等
於ニ南条関ニ為ニ給地被レ遣候全ク可レ為ニ知行ニ者也
弘治三年十二月廿五日　赤川左京等五人連判也
分銭天正の石直しにハ東国ハ一貫九石西国ハ一貫ハ石ト云云

但シ天文の頃ハ三州邑の分銭一貫十石成しとや
予ヵ先天野賢景天文十九年三州大濱にて
五十貫文の采地を拝ス後ニ其綱得ハ五百石の
地也其後東海道にて分銭五貫百石の石直しに畢ぬ
邑ハ石直しも此時一貫ハ五石の時有しとぞ
或問諸寺の邑云帳我国何と附置初し　曰
台家此書ハ貞観年中前唐院此大師始て山
門に置し也凡ハ借り但シ今のごとく三十日を日

別に記入かくと思ふは、此ころまでや盛衰記等のこと
を帳の末にいへる事を考へ見るし異本保元物語に
六條判官為義利發し叡山黒谷月輪房に
て、を帳に我法名を自筆に書入其下に
何にさらぬ人と見しとありて拝しかるに人数に並てへけれ
是と亦日別の帳に記す
渡辺源五綱は源融公の四代源次充が子成し故
仁明源氏源敦が子として次故に源系図に両所あり

出より満仲の女と娶りて頼光に與力し万寿二年
二月三日卒ス七十五歳云々或人の家よりの書に計策也
○義教将軍の時松浦肥前守源義御数寄より
赤塗の烏帽子を着して参りしが将軍其顔
を見給て得しし義羅源の後渡辺と南禅寺
に納しとかや當時の諺に赦なし赤烏帽子と
いひたるは此肥前守が故事也とぞ
○周礼九州名山為ニ地鎮一注ニ云鎮ニ安スル地德ヲ也云々

後世淫湯か家地鎮と成へと是等と能りて己か家
の法と沙へ佛者又是よ致て地鎮とするといふは皆
。人家の戸に墨或ハ白土を以まよぬりて札紙をかし侍る
有或ハ人是ハいかなる酒にかひとゝひし人有予曰唐の書に
見え侍りしかとや相刕鎌倉なとの下に挿手聖天とい
て観喜天を業とする者也其縁起にいはく男官女
を愛して叡山の聖天に祈しか我輪にかゝる時に念比
侍る彼官女黄昏時に成て出て侍る折宮中に諍(イフカ)し
出けて門外に一念心となりしよ変のことく誘ひ給ひ
侍るといひし人殺せしハ手よハ害を除(リヘキ)し是を向ひ通ひ給ふよ
門の戸に挿手へといひしかハ教のことくして後の胡
人をあくりしてんせるへハ京中此家よ其の形を挿
ましおしかハいつまでもしられと初の雛し是彼聖天
。の画形を書記せり實に不浄の事也曰当来よ
雛よけよ其の形と挿し侍るとかや元より有ひハ本
様の事也なるまゝ多し昔方士妖姦の術とかしく

人を惑しけるより秋氏と宗利の為に種々のわ
ざわひ次第国々にも沈溺師疾せしめしと今は
諸社此祠官勤く究むと會う仍のこ

○太神宮諸雜事記 抜粋

垂仁天皇云々皇太神宮云々次尾張國中嶋郡 脱字 造
進中嶋ノ神戸ヲ次三河國渥美郡一宿御座國造進ル
次ニ遠江国濱名郡一宿御座ス國造進ル濱名ノ神戸ヲ 脱字
返り是等國之文ニ見タリ矣 伊勢国飯高郡ニ御座云々

修景梅ともに皇太神御遷幸の説は倭姫世記等
と異なし

聖武天皇云々度會ノ郡小俣新家連公人凡
天平十三年十二月廿三日太神宮政印一面被レ始テ造
畢 方二寸

高野天皇云々神護慶雲元年十月三日逢鹿瀬寺ヲ
永ク可レ為二太神宮寺一之由被レ下二宣旨一

光仁天皇云々宝亀七年二月左大臣宣奉 勅永ク

可停止神宮寺云云

桓武天皇云云延暦二十年四月十四日ノ格ニ曰太神宮ノ事ハ異ニ於諸社ニ随テ有修剃形ニ致滅之浪ニ

宣云云嵯峨ノ天皇云云弘仁四年九月十九日宣ニ云自今以後妊胎女不ル入ラ於鳥居ノ内ニ也云云

梅か女是豊受宮ノ大内人ガ妻去ル九月十六日参詣の際玉垣の下にて俄に子を流産せし所也此事ハ太神宮の御浪しをも元神社の御垣の内へてき妊胎乃身をも慮も入らせし

文徳天皇云云仁寿三年十二月内侍大祢宜等依ノ二宮改造

是ハ去ル九月二日洪水ニ依右二ノ宮願侍の白布施呈と川原里にの中なりし宮殿を遷せしむるなりと

内宮外別宮内侍大祢宜等波あるかハ是ハ今ハ中村と称ス

清和天皇云云貞観五年九月十二日准ニ太神宮ノ例ニ

菅丞神官政事ヲ下ナキ丞ノ事依テ彼丞ノ孫官ヲ去

水ヲ解状ニ下シ並事ヲ両ニ之云々

光孝天皇云々 仁和二年五月十二日始メ自リ午時

至テ申ノ刻ニ日蝕如シ闇夜ノ云々

梅らるゝ年十二日ノ日蝕あり次第日光はるゝ

さるゝと令はしゝ人語り成るへし今は一つも殺ありて天に

飛ひ入すらる天光はるゝ事は天変にいふ也

是を食といふ不て也當時暦学はるゝさるなり

朱雀院云々 承平四年九月御祭云々忽ニ雷電鳴騒

大雨如シ波カ未宮人ノ子万不論セ貴賤ヲ恐畏遂心ニ云々

梅もらるゝ時ちや諸人太神宮に諸もうの御たゝりとく

庶人神宝に参りし御供と薦ありとて謾りよ

幣帛を捧て祀礼と為すも祀の風ならぬもや

天慶四年三月廿八日依テ官符ニ尾張三河遠江

等郡神封ヲ各拾烟被レ奉シ寄セ於太神宮ヘ云々

今案スルニ新神戸ト是也 梅もらる凡諸国ノ神戸ハ皆同丞の神領也

村上天皇云々天徳三年九月三日云々大中臣ノ氏人
等奏状ニ曰祭主公節朝臣ハ胤ニ橘氏ノ人之云々文官
同氏高是ハ清原氏豊ノ男也氏ヲ為ヲ母ハ前の宮司郡
光ヵ女子也仍請ニ母方ノ姓ヲ一旦号ニスル大中臣氏子ト之
同キ四年十月三日公節氏為等云々親重務位ニ止之ヲ
十二月十日永ク停ヲ了ス云云
中世よりノ異姓ヲ入れし他姓を称へ来りし
神職ハ姓氏ヲ撰ひ母氏よりかゝる事文有候ことを附き

ハ是を非礼とし本姓の人非官ヨ儀ス末世ハ諸社の
祠官大祭古より他姓まじりて廷臣より武士、
至りと藤氏源を称し平家橘よりも頼られ
五十余ヶ所にわ来て源より本姓氏語られしゝ
称号ハ継ぎし姓ハ本姓の如く称さるへきこと
圓融院云々寛弘二年十一月十五日内裏焼亡内侍
所モ不残神鏡焼損シ手同テ件神鏡可キ被ニ鋳
哉ノ由云々神祇官並ニ諸道ノ博士等公卿

僉議未詳云々

梅ちりの実ハ此時内侍所焼損せられけれ鋳改めし

御鏡の金銭不ㇾ決せ 諸家ニ先文是を鏡作ノ

尊祖天香古山命の鋳る所とハいへハ此之香古山

命ハ尾張氏の尊祖なれハ鏡作氏神之此也

右弁一巻し

後朱雀院云々 長暦元年太神宮正殿堅魚木ノ木尻

貫木ハ左右ノ端 沓障板左右ノ端 鞭懸端等金物等

被ㇾ加ㇾ粧云々 以ニ鋳物山の作と 内宮正殿金ノ桟木ニ進ル云々

千木ハ川を作等金物の以錯ハ此時を始とす

内宮正殿の外ハ金物のなかりし 又梅ちりの母

此代よりハ鈴河等也 通山鉢作出せしなり 今

此代の方にハ 枝十寸也 内諸山宮先はし

て白桟也し 古今時勢大きにことなし 昔ハ進ル人

の時世ともの鋳の用し

長暦三年五月十九日ノ宣命云々 神室幣物御馬

銀の獅子ハ依ニ諒闇ニ葬家ノ寺ヘ被進給也云々
師子ハ墓ニ獅子ノ丈ナル形ヲ廟堂ニ立ハ
呉越の礼之我国も是ヲ效ルにやあらんと見えし
後冷泉院天喜廿二年七月斎ノ内親王御父前ノ式部
卿入道ノ宮入滅云々斎ノ内親王斎院皆是以ヲ日ヲ易ル
月ヲ例ヲ云々
是喪服のそうしにも其始を不詳ナリ
康平二年六月廿四日造物所長上下向是ハ則准ニ

太神宮御例一豊受宮正殿御金物ヲ被奉荘也御
寸法為注不被下也造宮使元範下申請
梅もの千本宮正殿御金物ハ御前ニ始ヲ用ヰ九月
十二日ハ除ヒ正殿ノ金物並ニ西両ノ高欄御階男
柱等令度御而不請ル奉荘也とぞ云々
右才二ヶ条　凡世書神宮の古実也ざるべし
令其一二を例とし侍らず
伊勢守治年出山田に三方とて御金を奉ケ事試

勤ル所より秘伝同谷に収住の存状を開く 祭方
坊方宮湖方と三方といへるの也記せり是決の云
乃ちし乙酉神無月荒木田重治（自筆の年寄の）り給
作りしと云り昔ハ宇治の六坊（法楽舎の元寺院等の類）山田ノ三坊
（三宝院・秋）（迎堂類）しく傳坊ありて諸国の人に宿かし
祈禱しける処是を坊と号し御師抔称せり
（今師職の家を宿と称す）（坊と津くらの御覧風）公廨乃訟抔の如く山田三方とし
出しりや長坡神人代りて年寄と勤しかし

昔の称を伝へ来りて坊と呼しも内又ハ五へといふも
坊と呼ぶ事と同じ事なるべし 二郷の氏人を
岩井田関岡の二郷の神人除伍して神人の下
司となり世俗に宇治は何坊と称せし法道世
俗語の組頭を年寄と呼ふ 関東の御條章廿八
宇治山田共に年寄と書しより山田乃神人
等坊の号を廃て方と書事も止ぬ 但し
古書（等）雑事記に中臣の坊抔いへるもありて知るべし

はしさるゝ中に答し

荒木田梅意童泊二見の浦なる濱荻など送り侍りし

何事も難波の芦は伊勢の濱荻よりはじめのことなんどは

と云るの道すがらにもきゝし草の名も所によ葉の風情して

おもひ久しく侍る物書して

三つの浦にもいつゝながら念むかしは伊勢の濱荻

同時同名の類など代辞名備ふ多く挙侍る書聞きかあり

ことさらにかはし世代々時へ侍りかれど心得世

神君御在世の時のことくはしく答みえるところは古今

の名ある人にも尋ね侍りしかるに中やおのづから部の事を見せそ

やかしく記す

酒井雅楽忠政

河部四郎五郎忠政

松平与市郎忠政

伊奈筑後守忠政

森右近太夫忠政

本多美濃守忠政 平八郎

松平摂津守忠政 奥平信昌三男為二菅沼大膳大夫忠政ノ嗣ニ松平称号

松平出羽守忠政 始ハ大須賀五郎左衛門 榊原康政嫡男之為ニ大須賀ノ家ヲ継 后康政子ト稱ス 松平称号

内藤仁左衛門忠政　鳥居左京亮忠政
小笠原右近大夫忠政　田中筑後守忠政
此外なほもありしとや　又
浅井備前守長政　浅野弾正少弼長政
田中兵部少輔長政　黒田甲斐守長政
又
酒井左衛門尉忠次　松平左近将監忠次
戸田三郎右衛門忠次　河邨四郎左衛門忠次
松平式部大輔忠次
又
大久保五郎右衛門忠勝　本多中務少輔忠勝
酒井宮内少輔忠勝　酒井讃岐守忠勝
是等時代は前後あれと何れも大かた世代近く
さる人名の多かりしハ書紀にも倭名抄ハ進て唐人
何の無きにや
。太平記理尽抄ハ文明のころの書なる由彼書にあり

頼朝卿の時北条和田畠山杯と政事のみ取行ふに
おのつからしゆゑに記せり大江ニ公の名あるもしくと
知りたる漫に推して書けるものなれは東鑑と号附
けんきりしかハ東鑑ハ鍾愛の上杉家に備へしを北条氏
彼これをもして家蔵に納め秘し置かれハ世に無書
有事とも知らさりし北条家損滅の時畠山へ譲り
其後御官へ献せしと相違甚極めてなさしたる
しよりハ今ハ家々に納め珍しとしもなりし侍る

さる中に覚えされハ古書ことの縁さとりて御きゝに直に
めて事のと記さんとせし理なる稀のよし足號なりなりへし
一条院の頃より後堀川院の比まてくの少記録ハ
日次記也家の公の御前に於て人々云あさく是成
あるし次頼襄日本紀のことも家々致る諸儒に命し
て御撰有けるに天下に公なる所にまかり
捨しられとも御本意なしく覺しさせ給ひ
ぬ如何あるへき事なりや

日本記神代ノ巻ニ所謂天照太神入ニ天石窟一云天細女命
覆槽置顕ニ神明之憑談等之事説者以為神
楽紀原也ト世皆挍之予謹テ按スルニ是鎮魂ノ祭之始欤
凡宇氣槽之事後世無用此於神楽庭ニ延喜式鎮
魂祭ノ條ニ云宇氣槽一隻ト又江家次第ニ云御巫衝
宇氣次ニ賢木衝ニ槽ノ上ヲ也等云次ニ此宜ク考フ神記
撞賢木巌之御魂是太神宮相殿姫太神之異称
之時神号当ニ致ス意者ノ欤書以授リ二三字ニ乙酉十二月

遠州伊那佐井伊谷萬松山龍潭禅寺
往古号ス地蔵寺ト或ハ称ス竜泰寺ト寺後ニ有リ八幡之祠一條院御宇
某年正月元朝神主某拝礼之際御手洗井ニ（寺前百歩計）
現ス一赤子ヲ神主奇トシ之乃懐キ彼赤子ヲ皈リ家ニ浴シ之ヲ
而進ム白粥ヲ至テ七歳ニ終ニ継グ井伊氏之家ヲ是所謂遠江
守護井伊備中大夫藤原共保也（今正旦寺僧以白粥ヲ薦ム井伊家祖霊ニ云云）
其後寺院荒廃矣後土御門院ノ延徳年中前妙心賜
紫黙宗和尚（信州松源寺ノ文叔和尚嗣法也）当国之産也再ニ興ス地蔵寺ノ旧

基山号万松改竜潭禅寺其後後奈良院
天文中井伊信濃守直盛領井伊谷而重脩當寺
為祖宗香火之地正親町院天正十四年　東照神君
賜證章十八年豊臣秀吉賜朱章慶長八年
神君賜寺産（九十六石七斗五升）朱章以来幕下代々賜朱章
云々縁起擬畧
信景按後醍醐院皇子一品将軍宗良親王於遠
州井伊谷薨号冷湛寺殿是所載旧記之

竜潭寺與冷湛寺倭音相近疑黙宗以
冷湛寺旧号改其文字者欲寺僧令不知宗良
之故而徒諂井伊氏之事而已其竜泰寺旧称俗
傳所訛傳而實冷湛寺歟

○天正十四年九月七日　神君賜竜潭寺朱章
三位中将藤原家康ト云（信景伏按此時称藤原姓歟也不審）

○遠江国敷知郡入野村（濱松駅ノ里余西）龍雲寺の寺僧侍云
天正年中南方の御末木寺宮此地にゝ隠れ屋形とぞ

住なれし（四十年計住居トモ云）此頃ハ四百石計押領して知行し
ましけるが後ハ甲州の武田家へ属しましましけるか
在濱松なる本多重次作左衛門に攻られ濱松通りか京へ拔
落しましけるかいよいよ逃しまふ竜雲寺彼山行
林勤して當時寺産を謝させまししなり
甍後彼山住僧を安置せしか其後本寺はたへて後
二條院第一の皇子邦良親王殿下にましまし其の
御末にて本寺代々と称して少将孫是なりしと云

にのませなりしハ何れの御事にや知りがたく候ふ
天正此頃の記録にハ見へ侍らさりけるや今彼寺の
縁書抔にも伝ふ侯家に記して異事に傳へ侍る
或人問本願寺門徒本尊を安置する他とおしなべて
いかなる作の謂にや答諸礼家ニ上段の床を押板と
称ふれは亀鶴の燭臺花瓶火舎を置に真此かざり
といふなり本願寺の佛壇ハ押板に效ひてかざ
りて集めたるに此も真の飾といふなれば俗家も同じ

さる故に佛像を安する所へもかけし梅をかけ物なり
とんぢやくもおゐて上段押板にかける掛物押板の
事侍りしと鈍なる人語りき
梅をかけ押板ハ机板也古名ハ出文机といへり騒人墨客
上人後学者共の出俗の所に書院有ハ是非にかゝる
こゝろの窓を照す俗
花ハ早くまかれなる我弥もしそ梅花のかゞ裡なり
かど紙ひよりかれ御とめしくさくえんかる分なれ

甲斐とも是へ侍りけるにらうたしされど近年所々
に好き梅ハ八朔梅の急ぎ津くし八重に大さやら
なるハ吉津しかれどおもふて候や菊ともいかさま流
誠もよしはり咲侍れハけりとて分別もさされ
ハ梅ハ時よきんさす花に梅なれまして申しとをる
御まつるからいとへ候やくさしとし又ハ侍るやう人の従
ようも嘆ひ侍らいとめでしさかしくあるね人なり
無事にハムさるまかるなると申侍るとや

○呂正献公の童蒙訓に當官者凡異色人皆不宜與之相
接巫祝尼媼之類尤宜疎絶といへり夫都會の地ハ富権の
家多けれハ百家九流の類ひ隙を窺ひて利網を設て人
を欺ク大槩真言師浅満師権謀者流及ひ戯藝の奴ハ彼
先京師難波東都に住て利を射る其中拙き者ハこゝと
らへ堪すして諸所の府下に来る其者始ハ彼藝の有り
ましてゝ蛮[illegible]行をなし[illegible]を[illegible]して後[illegible]と言し
姓名を改て種々の藝を行ひて出役なる者あるハ他州の

間様となりてや有らん是成共へす謾りに彼に近つき候ハ實に
至愚なる人と言ふへし人ハ忠信にて鬼怪を信し俗説に溺
れし國の妖しき成るへき根元となへからさる淫祠を建立
婦ハ貴きにたらす官にも[illegible]勘る者是称の者
惑ひ侍るハいさゝか拙なしたとひ自國の者成りとも妖
巫瞽僧侶の徒を此体なる事なれ顔氏家訓に吾家巫覡
符章絶ッ於言議ニ勿レ為ニ妖妄ヲといへり或ハ朱先生小学の書
にも入れたり

國家國々縦容二十四品の者を記して妄りに舍宿出入
すへからすと禁したる人々ハ其他奥吉師日蓮黨淫陽家ハ
さしもの雜藝の奴原ハ人を惑はし傳へ鳴呼是皆世
人不学の致す理を窮めて惑なく道を正しくすれハ何
ぞ物亂此輩これ成敷 誰も人や狐狸ハ闇夜ニ出ル大
陽東に出れハ其跡なし 人学ても明らかなれハ妖妄
ゆるすまじきもの人家に立入る事婦女とも
常にいましむべきなり

天文三年正月勢州山田の神人等國司北畠ノ晴具と
合戦ニ及ひし所謂堤上郡春木久志本龍福井
益三日市喜多山山田大路橋村松村窪倉ヶ嶋 勢陽軍記

。宇治六郷山田三保云々 因ニ上ニ今山田三方と書ハ誤りなりや

。織田大和守同明木下矢阿弥ヵ子木下藤吉秀吉云々

因ニ上ニ

是ノ説ハ他境傳聞の誤り歟と年高名記に見え異説
多くの書有り歟

○柴田勝家と秀吉と恨を合し根元ハ信長の婿小谷
殿〔浅井氏後室〕を両氏要と争ひしか柴田にかくして入輿せし
かハ秀吉怒り甚々しくして後終に柴田を亡せし
○本勢陽軍紀より出
○織田信長主君義昭将軍を廃して土佐の畑か
隠彼州鴻之へ追しまいらせ家に立つしと正親町
院関白晴嗣〔衛近〕に勅して信長へ左近の事出さし
識と代々将軍の任有し事と思召てかく仰られ

右報しく雑有殿ゆゑよりて且ッ一所處分の他義昭
に謝入しかし勅有しより信長御請のミして終りし
長の法ありとしもし室町日記よりあらわせり
因に挙信長主君を追出し自国政を心の侭にし
せしまいらせし義理とかく其臣光秀に殺せしまい
らひし光秀又秀吉に誅せしまいし　室町日記
よ光秀の首をとりたる人　味庇当清水にて
直蓋に包萬金一枚を添て洛東知恩院にある

一心院に送りまいらせ秀吉彼首を請求らせまいらせ
故一心院より秀吉の方へまいらせられ候
足利公方家蔵書へ某須甚しかしこ好ミ打寂
られ其内の地を押へて御須しらせしかハ三好
昵と合せられ義輝弑逆の害ありしかしらせ
時公方家の微ありし末室町御所に思召へるなと如此
一御小袖　一つ
これハあやかなりしかとも候よし尽きさせ
ほとゝ山の上宗まへく
一御白小袖　一つ
これもほとゝ山殿より上宗にて
一御白小袖　右二　一つ
是ハ北山殿へまいらせられ候よし承候ハ孫んを　つかまつり
て其方四須の調にてまいらせ候
八月廿三日　小侍従
しつや
ありまいらんとの御方

梅とゆふ云高郡の衣服かく数とくあつめ為借を

なくも法頭とにすかりしかと其證ハ並銭借用乃

券（ケン）にしくとて進候其文如（ニヨ）左

御備用料足合テ百貫文ハ

御下知状出間小者石以枝借方ニ在之也

以返済候ハ来秋十七ヶ月の間ニ加ヘ三文子利ヲ（三利のこと）

一以詫納以方ニ返弁下ハ並以三国殿ニ相返一ヶ

可令ニ化順ニ納所一ヶ者也仍如件

天文十二年

十二月

加持権助 久勝 判

塩田若狭守 高景 判

梅屋町 小嶋屋

堺大路 柳屋

堀川口町 笠原宗印

御備用第之事

御判

合貮百石

御座所入用のためにと武御備ニ而当秋十七ヶ所ニ
内々にて当地加之四割と先規のごとく返弁可有
之候若御公用相違之儀候共御代官を納所可
返弁可申候若ニ相国の御世を御申候此借米
にいかようの御用候共返弁可申候仍如件

永禄五年　十月三日　　坂田　高景

加持　久勝

飯田　長道

巡自町
構御座所へ

同町
御蔵奉行衆中

右義晴義輝の御代々嗚呼此等の券(テアク)を読ミて
足利家当時富貴の権を失ひ市井の商家に頼て
日々の衣食を給(キフ)せしを知りぬ夫尊氏櫛風
沐雨の労蓬(ホウ)蓽(シ)塵(チン)走(ソウ)の功に依りて子孫代々三百の
貴に居四海の富を括ひし後子祖宗の属れ
業を遺(ワス)れ徒(ムダ)に珠(シユ)服(フク)玉(キヨ)饌(セン)の奢華にのみ耽り
或ハ猿楽或ハ茶或酒色淫行の者を愛して治国の
道を廃(ステ)たまひしかハ上下違(タカ)ひに誹り欺き世臣恨ミ

百姓苦山城四海に満ち風塵静かならさりしかハ
柳営の蓄積年を追て減耗し遂に貢奴の貢
債ひを待て事を給すれハ以て土倉子錢息栄
に收（トリ）尽されて出るへき役なく時に徳世と号し
て折（セツ）券（ケン）并に責の悪政を令せられし富商是により
て典質ハ此外敢て假與せさりしかハ上下更に苦ミ
て弥貧しく義昭都に入て後信長に貴賓の
資へを請はれしかハ敢て御須に以ましく

せしまゝさらに叛き擾りましくて進討の謀を運し
狼ひしかともかさねて卻く害を招き康成
失ひ是利家の祀を絶へきへ文あるへからさるや
又彼泉南堺は富饒大利息を獲富貴の権柄にあ
りしも豊臣家に焼亡されて跡なくなりし民貧
富皆ちよりして數百ケ年のや
又同記之間にありし此地搬移して童[illegible]家に知らしむ
一中間宛の木綿二擔を買取御役船に乗て[illegible]

中比一貫に侍れハ二妻子扶持ハ今程一九ヶ月ならてハ
なくの売買にて是ハ二妻子扶持にさへ
不足にて無之定メ申ニ付而一ヶ月ニ付六貫文に
一為方をもつて本の切米拾銭ツヽ売払申候
銭は当座の売買壱石ニ付六貫文ニ付ほと
すくなく新たな申ハ其心得にて無之候

十二月二日　林甚五郎

岡村忠右衛門殿

佐野権之丞殿

佐兵衛との殿

是天文九年の事也是より百年もむかしハさのくに其
あるひハ其家のあるしのおやにも売渡し申の手間ハ扶持一疋
の代料足の六百文を出されしと見え大方の緩徐の米穀
とかくかはりて其後銭かはり候由世のこゝに十二年く
まつと貴なりて行程も元禄中にハ米一石の直銀（アタヒ）
百匁を以て買ハいまて此比ハ扶持一疋の代料

足ることや一二百文に足らは民の温飽を得るに似たれ
生者少く寡して食者多く衆広にや九九職を増
官広くと謹く武力をもし節倹を崇しめよ皆是聚
雖の大道調用を見て政はして大学生財の教ゆすれ
とも末の世に至りて無益の常費を間にて徒に聚斂とる
とし上下奢耗して国窮の極まり悲哉

○元和元年五月摂州大坂役首級ノ簿通計一万四千大（六）
百二十七級

○花陽院玉桂慈仙大禅定尼 境ゝ濃州井ノ口城主門口文助豊往室となりかのち
水野右衛門太夫忠政ノ室 傳通院大夫人ノ母公也 永禄
三年庚申五月大日ニ逝ス 其番火場左ニ駿府ニ傳フ一町
号ニス玉桂山花陽院ト 神君捨テ三十石ノ地ヲ一寺庵ニ為ス

○幕下代々賜フニ朱章ヲ

○古野拾遺云 八月のもしあはより秋寄にかゝりされ
きせのひかりかゝ月の時とも志ほしかしろうおもや
ほし十八日の夜親王と左大臣経忠公の亭にいらつ

し奉りせつのひ三種の神たからを譲りたまひしかとて

少将まさなりといふ人のうたに御かたみなりくと云々

是後醍醐院崩御の時のうたし親王ハ後村上院也延元三年八月十六日覚禅ら

○大威徳天神　吉野拾遺に蔵王権現のうしろにいつくしき若宮もうしたまふ佛者乃名なりといへり

○名謂字にて侍りぬるさまを今其一ツを挙

信（シン）　ノブハ屈信ノ信サダハ愨實（カクジツ）ノ意サダハ不レ疑ノ義決定ノ意アキハ験ノ意

此頼基多くの其親字に倣て訓をへしたるハ信篤

と有信ノ字ハ愨實ノ信なれハさだと訓して可とのぶ

と讀ハ屈伸の信になりて字義を失へり

○栄螺（サザヰ）の紅蝦にも化するものなりとて又一種海辺の俗

中にかりとよふハよのありさまことに海そこのかの虫

栄螺の空殻を借りて入るさまなるとこそのなり

とそきこえし唐りには寄居子ハ此わたり

しるかれをのむかしよりそ別なりけりや

乙酉土ノ月朔日友家沖野氏より給へる

しハ正しく中にかりなるへし　其房　姫に[illegible]

虫の形ハかうなに似て
毛生て

絅齋ノ説

昔者子張問達在家必聞在邦必聞孔子曰是聞也非達也至於孟子曰令聞廣譽施於身所以不願人之文繡也余始不得其要聞疑其言相悖矣既而以為必聞則本虛而干譽過情者也施身則實充而文明彪外者也其惟本虛是以色取行違的然顧華繡之觀而喪已也其惟實充是以質直好義闇然思良貴之美而自脩他嗚呼

而者趣捨得失危微差謬之際其可不省而審乎
余居都下街以錦號毎有遠近書牘往来封題指
標輒以錦陌錦巷之類見呼雖余自稱亦有不免
焉夫匹夫寒士麁素繿縷表面不副乎是名而於
施身之實必聞之虚所嫌於裏者亦不啻其脈
之不稱而已顧居街之故號非吾所得草而稱
謂別識又不可但已醜愧竦警反復惟念偶讀
中庸卒章惡然以為不如直就居設警由名
責實尚免乎表裏文病之弊而有所省具
審于錦虚之恥焉則於夫立心入德之方亦
不假他求而可庶矣因以絅名齋而
溥諭諸同志
寶永乙酉後四月廿九日
淺見安正謹書

○

高雄山ノ文覺藤原ノ為長カ子俗名盛遠ト系圖ニ見ヘタリ
元亨釈書ニ藤ノ持遠カ子ナト云〻盛衰記ニハ左近
将監茂遠の子といへり未知孰是文覚後為河

法皇に奏請して院宣を頼朝に傳へ給ふ

世成奉りし平家物語に記せり（平家物語盛衰記にも見ゆ）

院宣をたまはりける諸実録に不載参考平家物語

に曰蓋し文覚偽作乎詳に参考盛衰記に云云

十二月廿二日まちわびつる日久しく都につきし

さまさまの人の方へ申遣しける

人々の家の業のなれる月の内にたえへつゝもわかれまゐらす

返しに

なきつみをはらせ給ひてもあるものなれはみたにの谷のうちに来

○右の圖ハ大坂の役終りける秋京師にて梓行し
京童に賣ける繪双紙也 稱して右近か繪花の闘り
なりし此大坂の軍事を書るものと行年元禄にして
其實ハを五十年程も経しのち其中堀氏著せし浪速餘
録といふものにも諸説よりて記録せる事ゝ明らかなり 將
哉卯の年の軍記篇とあるを加へしに成れしは垣
籠城の士卒心を書せらるゝ者半ハ見るへくいと
よし是秀吉の餘沢未多く残さるゝ所なりしも知るや

片桐且元ハ且元に姉ハ讒鋒起りて忠言容
られすしてかへりし一家茨木に退りし後世を泉
南に遁れし 橋(タスケ)を京師に頼みに至りて又心摘みとし
て請言街にこらすに紀州や十二月十八日大坂をと放
たれしうへる楼を彼りしハ秀頼比日山里の神廟に
独すり剝痕を知りて其時とをとり殺さんとせし
嗚呼可惜悪哉

日本政府圖書
太政官文庫
圖書局文庫
消印

国立公文書館
National Archives of Japan